



無料相談会

○行政相談

- ▼日時 12月15日(金)、1月5日(金)午前9時～正午
- ▼会場 ゆめプラザ・那須
- ▼内容 行政上の困りごと
- ▼対応者 平山英夫行政相談委員
- ▼問合せ (自宅) ☎725234

○心配ごと相談

- ▼日時 12月20日(水)午前10時～午後3時
- ▼会場 ゆめプラザ・那須
- ▼内容 身の回りの心配ごと
- ▼対応者 民生委員 3名
- ▼問合せ 那須町社会福祉協議会 ☎725133

○不動産無料相談

- ▼日時 12月22日(金)、1月9日(火)午後1時30分～3時30分
- ▼会場 不動産会館県北支部
- ▼内容 不動産取引など
- ▼対応者 相談員 2名
- ▼問合せ 宅建協会県北支部(那須塩原市) ☎66677

○交通事故巡回相談

- ▼日時 12月22日(金)午前10時～午後2時20分
- ▼会場 那須塩原市役所
- ▼内容 交通事故など
- ▼対応者 交通事故相談員 1名
- ※予約制。予約は3日前までです

(土日・祝日を除く)。予約がない場合は、実施しませんのでご注意ください。電話相談も受け付けています。

○人権相談

- ▼日時 平成30年1月29日(月)午前9時30分～正午
- ▼会場 ゆめプラザ・那須
- ▼内容 人権に関する相談(職場でのパワハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)
- ▼対応者 人権擁護委員 2名
- ▼問合せ 住民生活課戸籍係 ☎726908

○弁護士による法律相談

- ▼日時 平成30年1月14日(月)午後1時～4時
- ▼会場 ゆめプラザ・那須
- ▼内容 法律上の困りごと
- ▼対応者 担当弁護士 1名
- ※先着8名。予約受付は、12月25日(月)午前8時30分から開始し、定員になり次第締め切ります。
- ▼問合せ・申込み 住民生活課戸籍係 ☎726908



消費の豆知識

「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキに注意してください!

事例

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というタイトルのハガキが届いた。ハガキには、連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、裁判の処置として給与の差し押さえをされると記載があった。裁判取り下げ期日が迫っていたので電話をしたところ、「心配しなくていい。弁護士会に電話しなさい」と言われ、ある電話番号を教えられた。そこにかけて弁護士を名乗る男性が出て、別の会社の電話番号を教えられた。

その会社に電話すると恐ろしく怖い口調で、コンビニでプリペイドカードを50万円分買い、電話するように指示された。10万円分は買ったが何かおかしいと思う。どうすればよいか。

(60歳代 女性)

〈お問い合わせ〉

○「民事訴訟管理センター」から

ハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。不安を感じたり対処に困ったりした場合には、すぐに消費生活センター等に相談してください。 ※民事訴訟管理センターは存在しません。

○困ったときは一人で悩まず相談しましょう。

▼問合せ

- 那須町消費生活センター ☎726937
- 栃木県消費生活センター ☎028-625-2227

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、「那須町消費生活センター」へ!

- 開所日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- 時間 午前9時～正午、午後1時～4時
- 場所 那須町役場内1階東側
- 電話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号188番へ 土日など役場がお休みの時にも、相談可能な窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)